

こしがや



広報



猪突猛進

(5)

昨年の七月から、毎月各公民館で行ってきた、市民の皆さんとの対話集いが、去る六月四日の北越谷記念会館でひとおひ終りました。

市民との対話による市政への提言していた市長が、市民との対話が少なうではないかと時々おしかりを受けていたのですが、市長就任当初の二年間ぐらひは、混乱していた市政を立て直

しが急務だったため、執行体制の確立と懸案事項の解決に没頭せざるを得ず、市民の皆さんの対話もあつても出来ないう状態でした。

しかしオイルショック以降、続々市政の危機は別にして、市政全般については、おかげで急激な安定、軌道修正、病室をはじめ学校、保育園の建設や流通センターとその関連道路の問題、プラスチック車道付問題など、懸案事項が次々と解決しました。

政を推進したい、と考え、対話の方法はいろいろあると思いますが、とりあえず、各地区で一日、屋敷じい方でも出来ない状態でした。

同じ会場で開催したのでした。しかし、いざ実施してみると、参加者は各会場とも少なう、最悪に催した蒲生公民館が六十名、秋の農繁期と重

「対話集会」

市長 黒田重晴

なつた秋島公民館では二十名、十二回の平均参加者は三十九名という結果でした。このことについては、参加した市民の皆さんからも「PRが足り

ない」との感想が数多く聞かれました。しかし、今後の対話集会の方法については、もっと創意工夫が必要なのは、最初の頃から

感じましたが、今回の一連の対話集会については、私としては非常に有意義で、いろいろと勉強したり、また参加できなかった者も多くありました。

人数を多集め、沢山の市民の皆さんと話したり、私の考え方を理解していただくには必要です。ただ最初の対話集会ですので、特別な配慮を必要以上のPRをぜひ、演出抜きで市民の皆さんの市政に対する関心度や市政への参加意欲、行政効果などを

合には、楽しい、なごやかなもので、私もときおり「ション」を飛ばしたり、あまの陣陣したての「一言の本音」も吐露しました。

市民の皆さんからの発言は、どうして要望や陳情の類が多かったのか、無理からぬものでした。しかし、この討論的な発言が、あつてもあつても平直に感じています。

市民の皆さんからの発言は、どうして要望や陳情の類が多かったのか、無理からぬものでした。しかし、この討論的な発言が、あつてもあつても平直に感じています。

ですが、私との対話の場を、私との交際



梅雨空に淡い香りがいっぱい

夏菊の出荷が最盛期

市内増林、狹島地区の花弁園芸農家では、いま夏菊の出荷が最盛期。両地区とも市内では特に夏菊の生産地で、畑一面に菊独特の濃い緑の葉に淡紅、白、黄色のつぼみがふくらみ、淡い香りをはなっています。

ここ東小林の島根征支郎さん宅でも、朝もやをついて慣れた手つきで一本、一本切り取る主婦の手が忙しく動き、夏菊の出荷に追われています。この夏菊は秋ものと違って小輪が特徴で、きわだった花の色が、うっとおしい梅雨空を吹き飛ばし、涼感を運わせています。

越谷市の人口
(昭和51年6月1日現在)
(住民基本台帳)

		前月比
総人口	19万8820人	662人増
男	10万0440人	352人増
女	9万8380人	310人増
世帯数	5万6888世帯	246世帯増



あなたが所有する宅地・農地はこう変わる！

固定資産税の負担調整と税額算定法

昭和51年度以降における土地に係る固定資産税および都市計画税



四、「前年度分の固定資産税の課税標準額」の定義
(一)五十一年度課税に係る場合
五十年分において、既に課税されて
いる宅地等は、当該宅地の五十年分
の課税標準額を課税標準額とする。
五十年分において、既に課税されて
いない宅地等は、当該宅地の五十年分
の課税標準額を課税標準額とする。

＜51年度の算式＞

$$\frac{50年度課税標準額 \times \text{負担調整率}}{51年度課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

宅地等に係る負担調整率表

上昇率	負担調整率
1.3倍以下	1.1%
1.3倍を超1.7倍以下	1.2%
1.7倍超	1.3%

三、上昇率の求め方

- (1)原則…住宅用地以外の宅地等に適用される

$$\text{上昇率} = \frac{51年度評価額}{50年度課税標準額}$$
- (2)例外…住宅用地については各々求める
 ア、小規模住宅用地

$$\text{上昇率} = \frac{51年度評価額 \times 1/4}{50年度課税標準額}$$

 イ、その他の住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)

$$\text{上昇率} = \frac{51年度評価額 \times 1/2}{50年度課税標準額}$$
- ※一筆中に住宅用地と非住宅用地が混在する場合の「上昇率」の求め方は、次の四、(五)を参照してください。

一、負担調整率の適用対象地
一般農地および市街化区域農地以外の全項目が対象となります。

宅地等に関する負担調整率
宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に付いては、評価替えに伴う適切な負担調整率を求め、新評価額の昭和五十年分課税標準額に、前年度分の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を、毎年度、前年度の税額に掛けて求めるとして、この負担調整率を三割を超えないこととされています。
なお、具体的な内容は次のとおりです。

固定資産税における土地の評価は、3年ごとに評価替えが行われますが、今年度はその基準年度になっていきます。このため、全ての土地について評価替えが実施され、昭和48年度以降据え置かれていた土地の評価額が市内では平均1.25倍に上昇しています。これに伴う昭和51年度から昭和53年度までの各年度の土地に係る固定資産税および都市計画税についての、今回の地方税の一部改正の内容を税額の算定方法を中心に説明したいと思います。

五十一年度以降において、小規模住宅用地、法人の非住宅用地および個人の非住宅用地の用途変更があった場合には、五十年分において用途変更があったものとみなして、「前年度の課税標準額」を適用する。

「例」一筆600㎡の宅地の場合

住宅用地	個人の非住宅用地
300㎡	300㎡
小規模住宅用地 200㎡	
その他 100㎡	
小規模住宅用地	200㎡
その他の住宅用地	100㎡
個人の非住宅用地	300㎡

それぞれ一つの宅地とみなして課税標準額を求める。

(六)用途変更宅地等に対する取扱いは、五十年分において用途変更があったものとみなして、「前年度の課税標準額」を適用する。

二、負担調整率の適用
昭和五十二年からは昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に、前年度分の課税標準額に、次表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として、税額を算定します。

一、一般農地に係る負担調整率
昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税額は、一般農地に係る昭和五十年分課税標準額(一般的には、昭和三十八年度課税標準額)に、次表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として、税額を算定します。

(二)五十二年度に係る場合
五十二年度の課税標準額に負担調整率を乗じて得た額
五十二年度の賦課期日において、地目変更等に基づき新たに課税される宅地等は当該宅地等の比準課税標準額
(三)五十三年度課税に係る場合…
五十三年度課税標準額…A
五十三年度課税標準額…B
五十三年度課税標準額…C
五十三年度課税標準額…D
五十三年度課税標準額…E
五十三年度課税標準額…F
五十三年度課税標準額…G
五十三年度課税標準額…H
五十三年度課税標準額…I
五十三年度課税標準額…J
五十三年度課税標準額…K
五十三年度課税標準額…L
五十三年度課税標準額…M
五十三年度課税標準額…N
五十三年度課税標準額…O
五十三年度課税標準額…P
五十三年度課税標準額…Q
五十三年度課税標準額…R
五十三年度課税標準額…S
五十三年度課税標準額…T
五十三年度課税標準額…U
五十三年度課税標準額…V
五十三年度課税標準額…W
五十三年度課税標準額…X
五十三年度課税標準額…Y
五十三年度課税標準額…Z

昭和51年度から53年度までの負担調整率による固定資産税および都市計画税の税額計算例

＜計算例1＞
(昭和51年度の賦課期日に所在する宅地で、昭和53年度までの間に地目変更または用途変更のない土地の場合)

① 地積	積	300㎡
小規模住宅用地分	200㎡	
一般住宅用地分	100㎡	
② 昭和50年度評価額	18,000,000円	
③ 昭和50年度課税標準額	18,000,000円	
④ 昭和51年度評価額	23,400,000円	

左記＜計算例1＞の宅地の昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税の税額は、それぞれ次のように求められます。

(一) 固定資産税

(1) 昭和51年度分

イ. 上昇率は

- 小規模住宅用地分 (200㎡) $\frac{23,400,000 \times 2/3}{18,000,000} = 1.625$
- 一般住宅用地分 (100㎡) $\frac{23,400,000 \times 1/3}{18,000,000} = 1.3$

ロ. 従って、負担調整率は

- 小規模住宅用地分 1.2
- 一般住宅用地分 1.1

ハ. 昭和51年度分の課税標準額は

- 小規模住宅用地分 $2,400,000 \times 1.2 = 2,880,000$ 円
- 一般住宅用地分 $3,000,000 \times 1.1 = 3,300,000$ 円
- 計 6,180,000円…(課税台帳に登録、以下同じ)

ニ. 昭和51年度分の税額は、6,180,000円 $\times 1.4/100$ (税率) = 86,250円となります。

(2) 昭和52年度分

イ. 昭和52年度分の課税標準額は

- 小規模住宅用地分 $2,400,000 \times 1.2 \times 1.2 = 3,456,000$ 円
- 一般住宅用地分 $3,000,000 \times 1.1 \times 1.1 = 3,630,000$ 円
- 計 7,086,000円…(課税台帳に登録、以下同じ)

ロ. 昭和52年度分の税額は、7,086,000円 $\times 1.4/100 = 99,204$ 円が求められます。

(3) 昭和53年度分

イ. 昭和53年度分の課税標準額は

- 小規模住宅用地分 $2,400,000 \times 1.1 \times 1.2 \times 1.2 = 4,147,200$ 円…(a)
- $23,400,000 \times 2/3 \times 1/4 = 3,900,000$ 円…(b)
- (a) > (b) 故に 3,900,000円
- 一般住宅用地分 $3,000,000 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 = 3,993,000$ 円…(c)
- $23,400,000 \times 1/3 \times 1/2 = 3,900,000$ 円…(d)
- (c) > (d) 故に 3,900,000円
- 計 7,800,000円

ロ. 昭和53年度分の税額は、7,800,000円 $\times 1.4/100 = 109,200$ 円が求められます。従って、設例の宅地は、昭和53年度において評価額に基づき課税されることとなります。

(都市計画税)

(1) 昭和51年度分

イ. 上昇率 $\frac{23,400,000}{18,000,000} = 1.3$

ロ. 負担調整率 1.1

ハ. 昭和51年度分の課税標準額 $18,000,000 \times 1.1 = 19,800,000$ 円

ニ. 昭和51年度分の税額 $19,800,000 \times 0.2/100 = 39,600$ 円

(2) 昭和52年度分

イ. 昭和52年度分の課税標準額 $18,000,000 \times 1.1 \times 1.1 = 21,780,000$ 円

ロ. 昭和52年度分の税額 $21,780,000 \times 0.2/100 = 43,560$ 円

(3) 昭和53年度分

イ. 昭和53年度分の課税標準額 $18,000,000 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 = 23,958,000$ 円…(a)

$18,000,000 \times 2/3 \times 1/4 = 3,900,000$ 円…(b)

(a) > (b) 故に 23,400,000円

ロ. 昭和53年度分の税額 $23,400,000 \times 0.2/100 = 46,800$ 円となります。

一般農地に係る負担調整率

一般農地に係る固定資産税は、昭和三十九年度以来、その税負担が昭和三十八年度の税額に据え置かれてきたことにより、その税額が他の土地に比べて低額にとどまっていたため、昭和五十一年度の税制改正においては、固定資産税の課税の適正化を図るべく改正されています。

この改正によると、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に付いては、新評価額に対して、昭和五十年分課税標準額の上昇率に応じて定める負担調整率を、毎年度、前年度の税額に掛けて求めるとして、この負担調整率を三割を超えないこととされています。

一、一般農地に係る負担調整率
昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税額は、一般農地に係る昭和五十年分課税標準額(一般的には、昭和三十八年度課税標準額)に、次表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として、税額を算定します。

(二) 市街化区域農地(A・B農地)
評価替えによる評価額の上昇に伴う負担調整率

二、上昇率の求め方

$$\text{上昇率} = \frac{51年度評価額}{50年度課税標準額}$$

農地に係る負担調整率表

上昇率	負担調整率
1.3倍以下	1.1%
1.3倍超	1.2%

＜一般農地に係る昭和51年度から53年度までの固定資産税額の計算例＞

① 昭和50年度課税標準額 (昭和38年度評価額)	350,000円
② 昭和51年度評価額	600,000円

上記の一般農地の昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の固定資産税の税額は、それぞれ次のように求められます。

(1) 昭和51年度分

イ. 上昇率は $\frac{600,000}{350,000} = 1.714$

ロ. 従って負担調整率は 1.2

ハ. 昭和51年度分の課税標準額 $359,000 \times 1.2 = 420,000$ 円

ニ. 昭和51年度分の税額 $420,000 \times 1.4/100 = 5,880$ 円

(2) 昭和52年度分

イ. 昭和52年度分の課税標準額 $350,000 \times 1.2 \times 1.2 = 504,000$ 円

ロ. 昭和52年度分の税額 $504,000 \times 1.4/100 = 7,056$ 円

(3) 昭和53年度分

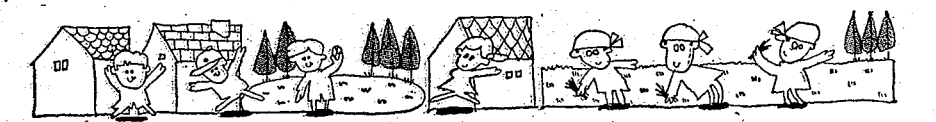
イ. 昭和53年度分の課税標準額は

- $350,000 \times 1.2 \times 1.2 \times 1.2 = 604,800$ 円…(a)
- $600,000 \times 2/3 = 400,000$ 円…(b)
- (a) > (b) 故に 600,000円

ロ. 昭和53年度分の税額 $600,000 \times 1.4/100 = 8,400$ 円

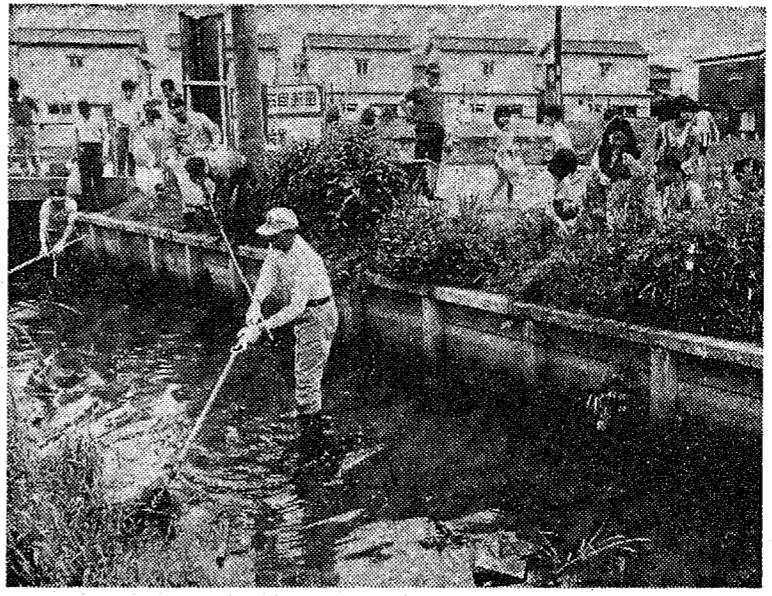
設例の一般農地は、昭和53年度においては評価額に基づき課税されることとなります。

税負担の軽減を促すために、負担率が一年間据え置かれました。詳しくは市役所資産課税へお問い合わせください。 電話64-1221内線361





大里東自治会でにぎやかに運動会



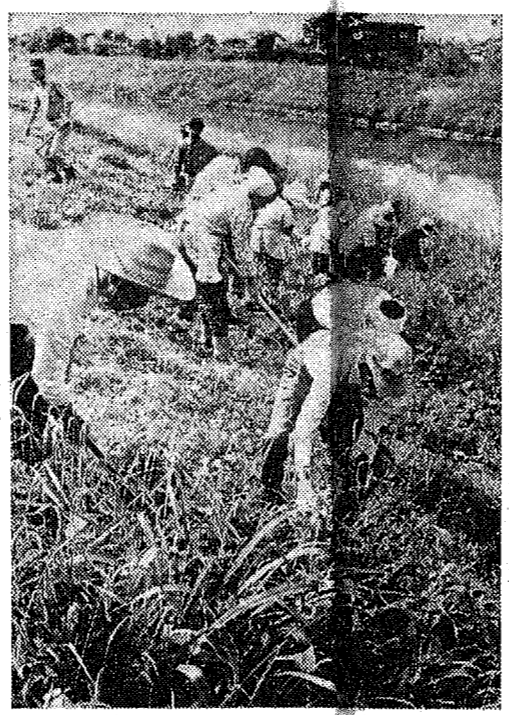
出羽橋の清掃

自分たちの住みちは自分たちの手で



盛んに「サツキ展」

盛んに「サツキ展」開催の盛況を伝える記事



総瀬川の雑草刈り

自分たちの住みちは自分たちの手で



町内の排水溝清掃

町内の排水溝清掃の記事

公民館で

公民館で各種活動の案内

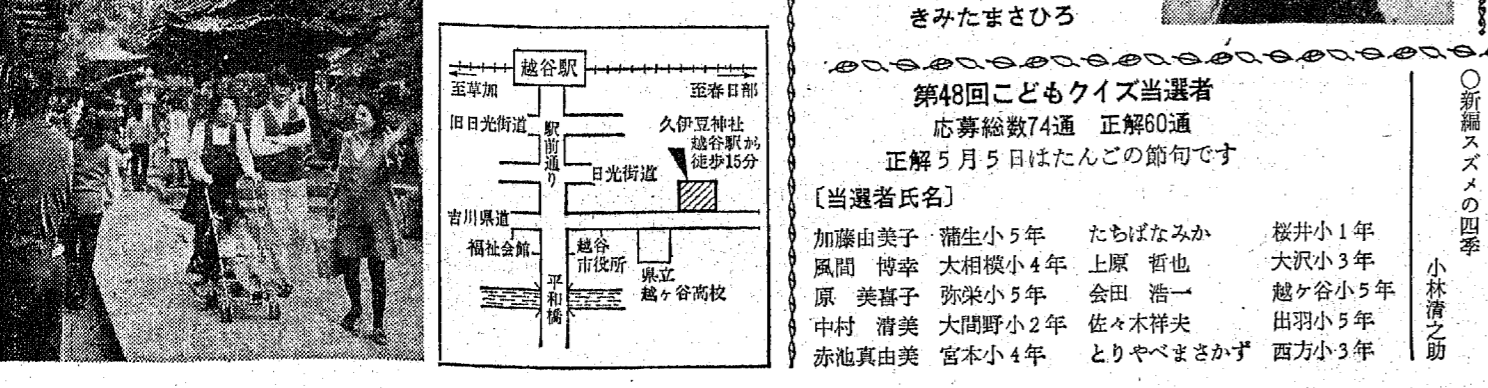
公民館で各種活動の案内

公民館で各種活動の案内

公民館で各種活動の案内

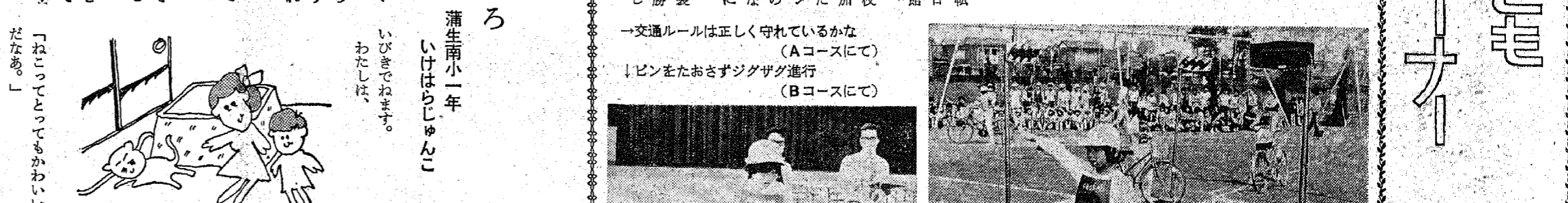
みんなのひろば

文化財めぐり
久伊豆の藤
くらの作品
前進
6年陶家子



みんなのひろば

総合優勝大袋東小学校
第二回交通安全
子ども自転車大会



新刊案内
うちのくろ
作文
くらの作品



第87回 俳句教室

と き 7月4日(日)午後1時
 と ころ 福祉会館第二会議室
 会 費 200円
 参加者はなるべく5句ご持参ください。

第74回 日本古典文学鑑賞講座

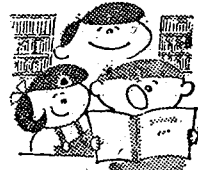
と き 7月3日(土)午後2時
 と ころ 福祉会館第二会議室
 主 題 蜻蛉日記 蜻蛉日記下巻を中心に
 講 師 小谷次郎先生

第50回 郷土研究会

と き 6月27日(日)午後1時30分
 と ころ 越谷市役所第二会議室
 講 演 「絵馬について」
 講 師 鳥田桂一郎氏(県立歴史資料館副館長)
 会 費 無料
 なお、今回は市教育委員会主催の文化財講演会とあわせて行います。

文芸講演会

と き 6月26日(土)午後1時30分
 と ころ 越谷市役所5階大会議室
 講 演 「愛さまさま」
 講 師 石森史郎氏(劇作家)



移動図書館

らこぼ号の巡回

巡回日 午後1:30~2:30 午後3:00~4:00
 6月22日(火) つつみ団地 地産
 6月23日(水) 蒲生東町集会所 みどり団地
 6月24日(木) 宮本町5丁目 北越谷記念会館
 6月25日(金) 蒲生本町 大間野4丁目

図書館は福祉会館の三階です。電話64-1111 内線図書室1558・事務室1549



幼稚園児をお持ちの方に
就園奨励費を支給

幼稚園に四歳児および五歳児(以下四月一日現在の満年齢)を通園させている方で、次に該当する方は規定の就園奨励費が支給されます。就園奨励費を希望される方は、お早目にご手紙を寄してください。

ア 本年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および生活保護法の規定による保護を受けている世帯
 イ 本年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯
 ウ 本年度に納付すべき市民税の所得割額が5,000円以下となる世帯

エ 本年度に納付すべき市民税の所得割額が5,000円を超え一万円以下となる世帯
 オ 本年度に納付すべき市民税の所得割額が一万円を超え三万五千円以下となる世帯

希望される方は、申し込み用紙(市教育委員会総務課または各幼稚園におりまし)に必要事項を記入の上、六月三十日まで各幼稚園に提出してください。なお、申し込み用紙には市民税の課税証明欄がありますので、必ず市役所市民税課で証明をいただいでください。

ただし、生活保護を受けている方については福祉事務所長の証明書を添付してください。

その他詳しくは市教育委員会総務課へお問い合わせください。

電話64-1111(内線四二四)

《減免される金額》
 アに該当の方は年額五万円、イについては年額四万円、ウについては年額二万円、エについては年額一万円、オについては年額七千五百円(範囲内で減免されます)。

《手続き方法》
 希望される方は、申し込み用紙(市教育委員会総務課または各幼稚園におりまし)に必要事項を記入の上、六月三十日まで各幼稚園に提出してください。なお、申し込み用紙には市民税の課税証明欄がありますので、必ず市役所市民税課で証明をいただいでください。

老人健康診査日程

月日	曜日	地区	会 場
7月1日	木	蒲生	蒲生公民館
2日	金	大袋	大袋公民館
5日	月	越谷	福祉会館老人娯楽室
6日	火	蒲生	蒲生公民館
7日	水	桜井	桜井公民館
8日	木	木川	木川公民館
9日	金	大相模	大相模公民館
12日	月	出羽	出羽公民館
13日	火	荻島	荻島公民館
14日	水	増林	増林公民館
15日	木	北越谷	北越谷記念会館
16日	金	大沢	大沢公民館
19日	月	越谷	福祉会館老人娯楽室
20日	火	新方	新方公民館

おとしよりの健康診査

65歳以上のお年寄りを対象に、次のとおり老人健康診査を行います。診査する方はお近くの会場で診査を受けください。診査は無料です。

▽対象者 市内に居住している満65歳以上の方(明治44年以前に生まれた方)

▽受付時間 午後1時30分~午後2時30分まで

▽診査科目 血圧検査・尿検査(糖尿、腎臓、肝臓病等の発見)その他一般診査指導など

詳しくは市福祉事務所福祉係にお問い合わせください。
 電話 64-1111(内線三〇三・五七八)



おしらせのページ

マイホームを建てようとする勤労者の方を対象に、住宅資金の融資相談を行います。

この相談は、埼玉労働金庫と埼玉県労働者信用基金協会(越谷市の共催で行う)で、特に、中小企業、商店等に働く方を対象としています。

マイホームを建てようとする勤労者の方を対象に、住宅資金の融資相談を行います。

相談内容
 ○労働金庫貸付制度(住宅、生活資金)の説明と申請手続き
 ○埼玉労働者信用基金協会の利用方法について
 ○県の利子補助について
 ○県・県の住宅資金貸付制度について

くわしくは商工課労働係(電話64-1111(内線四六八))へお問い合わせください。

16ミリ映写機技術(初級)講習会を開催

視聴覚教材をより多く効果的に活用していただくために、16ミリ映写機技術講習会(初級)を開催します。

と き 7月10日(土)午後1時20分~5時
 7月11日(日)午前9時~4時

と ころ 市役所5階会議室

対 象 16歳以上の方で視聴覚教育に熱意を持つ方また機材を使用希望者

費用 七五〇円(テキスト代)当日受付でいただきます。

持ってくる物 筆記用具、食卓(1日)ハサミ、ナイフ

詳しくは市教育委員会社会教育課へ電話64-1111(内線四〇七)

青年団で若者の集い(つ)参加者募集

しめ切り 7月3日まで
 実行責任者 大野敏夫76-6091
 △野外キャンプの集い
 日時 7月31日(土)~8月2日(月)泊3日(31日午前8時市役所前出発)

時市役所前出発
 定員 一〇〇名 先着順
 目的地 山中湖畔キャンプ場
 会費 五〇〇〇円
 しめ切り 7月15日(打ち合わせは7月26日(月)午後7時市役所5階会議室で行います。)

※申し込み問い合わせは、つづも実行責任者 石塚健海83-0573
 責任者が市教育委員会社会教育課(電話64-1111(内線四〇七))へどうぞ

こしがやの歴史を探る「文化財めぐり」

市教育委員会では、文化財に対する理解を深めこしがやを知っていただくため文化財めぐりを開催します。ふるってご参加ください

と き 6月29日(火)午前9時30分市役所地下和室集合(解散は午後4時頃)

コース 市役所-浄土寺-観音堂-清浄院-新方公民館-林泉寺-大聖寺-見田方遺跡・中村家-市役所

申し込み 市教育委員会社会教育課まで電話で申し込みください。
 電話 64-2111(内線 418)
 募集人員 30人 定員になり次第しめきります。

当日は市のマイクロバスを使用します。なお昼食は各自ご持参ください。詳しくは教育委員会社会教育課へお問い合わせください。

文化財講演会「絵馬について」

市教育委員会では、越谷市郷土研究会と共催で絵馬についての講演会を開催します。入場は無料です。お気軽にお問い合わせください。

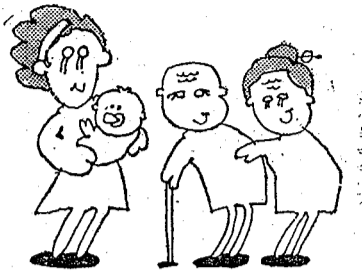
と き 6月27日(日)午後1時30分
 と ころ 市役所5階第2会議室
 テーマ 「絵馬について」
 講 師 埼玉県立歴史資料館副館長 鳥田桂一郎氏
 詳しくは市教育委員会社会教育課へ電話 64-2111 内線418

文化財めぐり

市教育委員会では、文化財に対する理解を深めこしがやを知っていただくため文化財めぐりを開催します。ふるってご参加ください

と き 6月29日(火)午前9時30分市役所地下和室集合(解散は午後4時頃)

コース 市役所-浄土寺-観音堂-清浄院-新方公民館-林泉寺-大聖寺-見田方遺跡・中村家-市役所



国民年金は、自営業の方や農家の方を加入対象としていますが、ご主人が厚生年金保険などに加入しているサラリーマンの奥様方も希望すれば加入できます。

奥様方は、ご主人が加入している厚生年金保険などの保障もありませんが、国民年金に加入しますと、将来、ご夫婦それぞれそれぞれ老齢年金を受けられるようになります。

最近の日本人平均寿命は男七十一歳、女七十六歳といわれるように年ごと伸び、老後の生活がますます長くなってきています。老後なんてまだ先の

ご安心していることはできません。老後の生活設計は早いうちからの準備が必要です。

サラリーマンの奥さんもご自分の年金を

一の場合には厚生年金保険などからの遺族年金にあわせて、国民年金から母子年金や遺族年金などが支給されることになっていきます。

国民年金保険料は一月一四〇〇円で、支給される年金額は次のとおりです。

- 老齢年金(十年納付の場合) 二十一万二五〇円、以下納付年数が一年増すごとに八四九〇円加算。
- 遺族老齢年金(十年納付の場合) 十三万五八四〇円、以下納付年数が一年増すごとに一万三三八四円加算。
- 障害年金 一級障害: 四十二万四五〇〇円 二級障害: 三十三万九六〇〇円
- 母子年金(一人の場合)・遺母子年金・遺児年金: 三十三万九六〇〇円
- 寡婦年金(十年納付の場合) 六万七九二〇円

詳しくは市保険年金課国民年金係へ。電話64-1111内線二五八・二五九

老人医療費受給者証の交換をします

お年寄りのみなさんの健康と安心して治療を受けられることを願って、六十八歳以上の老人の医療費の無料化を行っています。現在使われている「受給者証」は六月三十日で期限が切れます。そこで次のとおり新しい受給者証を交換しますのでご了承ください。

入国保に加入している方
国民健康保険加入者については、新しい受給者証は六月三十日まで直接郵送します。

△社会保険に加入している方
社会保険の扶養家族の方は、次の日程のとおりに新しい「受給者証」と交換しますので、定められた日時においでください。

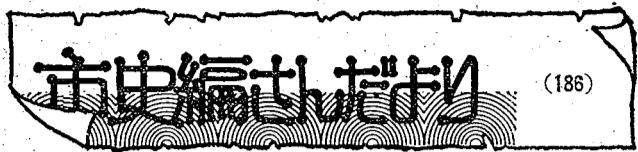
△受付場所 市役所一階ロビー
△お持ちこるもの
○健康保険証

国民健康保険加入者については、新しい受給者証は六月三十日まで直接郵送します。

△社会保険に加入している方
社会保険の扶養家族の方は、次の日程のとおりに新しい「受給者証」と交換しますので、定められた日時においでください。

△受付場所 市役所一階ロビー
△お持ちこるもの
○健康保険証

月	日	地区と時間	
		午前	午後
6月25日	金	桜井・新方・大袋	9時~11時 1時~4時
6月26日	土	大沢・北越谷	
6月28日	月	大袋・荻島・出羽	
6月29日	火	蒲生・川柳	
6月30日	水	大相模・越ヶ谷	



ラジオ放送と越谷

我が国のテレビ放送が開始されたのは、昭和二十八年三月一日のことである。昭和二十九年三月一日のことである。当時は、テレビの受像機を備えた家庭は、きわめて珍らしく、昭和二十九年現

在、越谷地域のテレビ受像機数は、越ヶ谷町の九戸を筆頭に二戸に過ぎなかった。それは、すでにテレビの隣にかかれてしまったラジオの発着時、ラジオに対する人々の関心は、さうであつた。

ラジオ放送は、大正十四年(一九二五年)三月、東京放送局(現NHK放送所)から電波が発せられたのが最初である。これに対し越ヶ谷町有志は、いち早く米田ウエスタン社(現西武)の受信機を金四四〇〇円で、それに金四六〇〇円の蓄電池と無線機を、組を日本電機株式会社から購入し、越ヶ谷町停車場通りの幼稚園内に架設した。

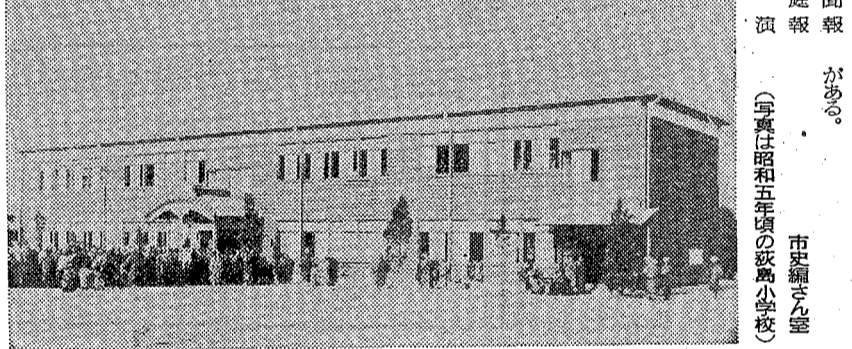
この目的は、「文化の風潮も、経済の点やあるいは取付不案内、操縦の懸念等より、個人ではなかなか設備することが困難であります。そこで、次の如き方法で、最も完備せる設備によりまして、心地よくラジオを聞くことと、心組いたしました。」「と、この趣旨により、ラジオ放送を会員制によって一般に公開することになった。

この会は、「ラジオ同好会」と名づけられ、会員の種類には、毎月金一円を納め、毎日の米市況や株式市況を聴取する第一種会員、毎月金一円五〇〇銭を納め、毎夜講演や音楽、その他の放送を聴取する第二種会員、一晩金一〇〇銭の会費を納め、その夜の放送を聴取する第三種会員とに分けられていた。

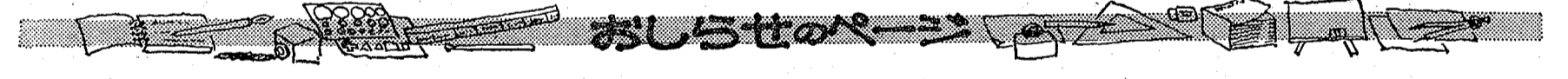
当時のラジオ放送番組は、午前九時の天気予報にはじまり、次のとおり番組であった。

△午前 午後

九・〇 天気予報 一・〇 新聞報
九・三 米市況 一・三 米市況
九・六 株式市況 一・六 株式市況
九・九 米市況 一・九 米市況
一〇・二 米市況 二・二 米市況
一〇・五 株式市況 二・五 株式市況
一〇・八 新聞報 三・〇 米市況
一一・一 株式市況 三・三 株式市況



市電編さん室 (写真は昭和五年頃の越谷小学校)



身体障害者の自動車運転免許取得に補助金を支給

身体障害者手帳をお持ちの方で、第一種普通自動車免許を取得しようとする方に、市では補助金(一人当りの補助金六万円)を支給します。ご希望の方は、大宮試験場身体障害者運転免許相談所で、取得条件の判定を受けてから、印鑑、身体障害者手帳を持参のうえ、七月十五日までに市福祉事務所庶務係へ申し込みください。

なお、本年度の補助金定人員は十名と限定されていますので、定員になり次第の切ります。

※大宮試験場身体障害者運転免許相談所の受付時間及び持参品
○毎週土曜日 午前8時30分~9時30分
○身体障害者手帳 ○写真二枚
○電話0486-2415550

山の家
○栃木県塩谷郡栗山村川俣温泉「深山荘」...6月22日から受付
○群馬県吾妻郡中之条町四方温泉「四方ゆまの荘」...6月22日から受付

△越谷市ライオンズクラブから「身体障害者の福祉のために車椅子二台、補聴器二台、テープレコーダー三台、カセットテープ一〇巻」、「老人ホーム(順正苑)へ冷蔵庫二台、扇風機一〇台」(七〇万円相当) 公布された規則

△越谷市内職相談設置規則(5月12日)
△越谷市小規模事業者資金等融資取扱規則の一部改正(5月12日)
△越谷市消防事務専決規程の一部改正(5月26日)
△越谷市火災調査規程の一部改正(5月26日)

交通遺児等貸付制度をご利用ください

自動車事故対策センター及び財団法人交通遺児育英会では、交通遺児貸付業務をつぎのとおり行っています。ご利用ください。

△交通遺児等貸付
自動車事故による交通遺児、または自動車事故による重傷後遺障害「自動車損害賠償法」(定めた)一級から三級までの障害)が残った方の子弟であつて、〇歳から中学校卒業するまでの間で所得税非課税の者。

貸付額 一時金 八万円
返還期間 二〇年間 金利 無利子
返還期間 二〇年間 金利 無利子
事務取扱場所 財団法人交通遺児育英会 〒100東京都千代田区永田町一(平河ビル)電話03-5811-311

△大学奨学生予約募集
高等学校生徒(昭和51年度に最終学年に在学している者で昭和52年度に大学一学年に入学希望する者)で交通遺児または、交通事故による著しい後遺障害(自動車損害賠償法に定める一級から三級までの障害)があつて働けなくなった家庭でも学費に困つていない家庭。

貸付額 月額二万円
返還期間 二〇年間 金利 無利子
返還期間 二〇年間 金利 無利子
事務取扱場所 財団法人交通遺児育英会

高等学校・高等専門学校奨学生募集

現に高等学校、高等専門学校に在学する生徒で、保護者が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭で学費に困つていない家庭。

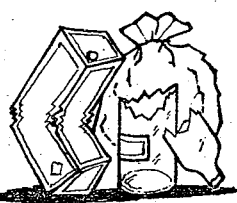
貸付額 月額二万円
返還期間 二〇年間 金利 無利子
返還期間 二〇年間 金利 無利子
事務取扱場所 財団法人交通遺児育英会

第3回 歩け歩け体力づくり

むかしながらの武蔵野「平林寺」を訪ねて

武蔵野の面影を今もなお色濃く残し、雑木林の中にひっそりとたたずむ平林寺の歴史や自然を訪ね一日を楽しくすごしてみませんか。

6月27日(日)雨天の場合は中止となります。
集合場所 武蔵野線南越谷駅 午前9時集合(解散は午後3時30分)
コース 南越谷駅→新座駅→平林寺(昼食)→新座駅→南越谷駅(解散) 歩行距離約6km
持参するもの 弁当、水筒、服装
参加費 大人240円、小人120円(往復運賃)
申し込み、お問い合わせ 市レクリエーション協会事務局(市教育委員会社会体育課内)へ電話64-2111内線524・425

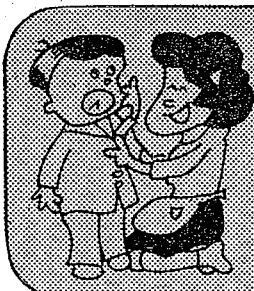


燃えないごみの収集日

7月(1~15日)の燃えないごみの収集を次の日程のとおり行います。(清掃課)

と き	と こ ろ
7月1日(木)	東越谷1~4丁目、増林、花田、中島、越谷4・5丁目、柳町、御殿町、砂原、小曾川、野島、丸友1・2、外野合、親睦会袋山、大成町1~8丁目、弥栄町1~4丁目、向畑、北川崎、大吉
2日(金)	東小林、宮本町1・2丁目、大間野町3~5丁目、東町1~7丁目、大杉、大松、船渡
3日(土)	川柳町1~5丁目、蒲生4丁目、宮本町3~5丁目、大間野町1・2丁目、弥十郎、市営住宅、鷺越、越谷1~3丁目、大里東、大里、大里南、鯛の島
5日(月)	蒲生東町、蒲生寿町、北越谷3~5丁目、大林新生、住吉新生、藤ヶ丘、大房新生、越ヶ谷本町、中町、上間久里、大沢4丁目、雇用促進事業団
6日(火)	蒲生1・2丁目、蒲生本町、蒲生南町、蒲生愛宕町、北越谷1・2丁目、大房、沼田、大林、桃山、うめが丘、海道西、梅園台、梅ヶ丘中央、弥生町、東柳田町、元柳田町、平方(立野、三和、山谷は除く)
7日(水)	蒲生3丁目、蒲生旭町、伊原1・2丁目、神明町1~3丁目、谷中町1~4丁目、新川町1・2丁目、恩間、赤山町1・2丁目、立野、三和、山谷
8日(木)	蒲生西町1・2丁目、蒲生西町、南越谷3丁目、大沢1・2丁目、七左町1~3丁目、大竹、恩間新田、三野宮、竹越、大道、赤山町3・4丁目、大泊
9日(金)	登戸町、南越谷1・2丁目、大沢3・5・6丁目、七左町4~8丁目、袋山、赤山町5・6丁目、下間久里
12日(月)	瓦曽根1~3丁目、登戸新田、瓦曽根、登戸西町会、宮前、宮浦、東宮前、南荻島(野合、野中、新田、下手)、長島、西新井、北後谷、相模町1~7丁目、西方
13日(火)	東越谷1~4丁目、増林、花田、中島、越谷4・5丁目、柳町、御殿町、砂原、小曾川、野島、丸友1・2、外野合、親睦会、弥十郎、市営住宅、鷺越、大成町1~8丁目、弥栄町1~4丁目、向畑、北川崎、大吉
14日(水)	東小林、宮本町1・2丁目、大間野町3~5丁目、大林新生、住吉新生、藤ヶ丘、大房新生、大沢4丁目、雇用促進事業団、東町1~7丁目、大杉、大松、船渡
15日(木)	川柳町1~5丁目、蒲生4丁目、宮本町3~5丁目、大間野町1・2丁目、大房、沼田、大林、桃山、うめが丘、海道西、梅園台、梅ヶ丘中央、越ヶ谷1~3丁目、大里東、大里、大里南、鯛の島

※ごみは午前8時までに、袋に入れ口を結んで出してください。



あかあさんのページ

ダストボックス(みどりの箱)の廃止について



現在、一部地区のごみの収集所にみどりの箱を設置してありますが、荷積作業の最中に交通渋滞をひき起こし、住民のみなさんに迷惑をかけた、作業員がけがをした、りすることがたびたび起きています。そのため収集に時間を要することから能率が低下し、しいてはボックスをもいたため結果になり、このまま使用しつづけることができないものが増えてきております。

このようなわけで、昭和51年度中にみどりの箱を廃止させていただくことになりました。この計画については、現在配置されている880か所を、まず7月から第1回目として345か所に減らす予定です。

なお廃止後のごみの出し方は、丈夫な袋またはポリパケツに入れて中のごみが飛び散らないように、みどりの箱があった場所へ出してください。



消火器ガスもれ警報器の

悪質訪問販売に注意

最近、市内の各地で消防職員とまぎらわしい服装や消防職員とまぎらわしい家庭を訪問し、主婦やおじいさんなどをおどし、なかば強制的に消火器・ガスもれ警報器を押し売りする悪質なセールスマンが目立ってきています。

販売方法の一例

▽「消防署から来た」とか「市の防災課の者です」といっていきなり

▽「最近、法律が変り家庭にも消火器ガスもれ警報器を置かなければいけない」といって

▽「登録制度になっている」とか「消火器の点検に来た」といって

勝手に契約書に、訪問した家の名前を書き、印鑑を押してむりに売りつけていく。

消火器には多くの種類がありますが大きく分けて次に示すような二種類が一般に多く用いられています。

1 粉末消火器(B・C型、A・B・C型)は、五年に一回精査点検し、薬剤は詰め替える必要がありません。点検に異常がなければ、さらに五年間継続して使えます。

2 泡消火器の薬剤は一年ごとに詰め替える必要があり、精査点検は五年に一回する必要があります。

万一に備えて 交通災害共済保険



保険料 1か月30円
(6月加入の方は、300円、来年3月まで有効)

保険金 死亡80万円
けが16万円~8千円

申し込み 保険料を添えて市役所庶務課交通対策係へ

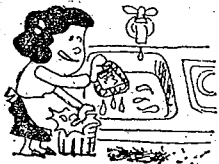
青果物奉仕デー(毎月第4土曜日) 今月は26日です

奉仕デーに参加されている店では、「本日の奉仕品」と表示し、グリーンの旗が目印になっています。

協力団体 青果物小売商組合、越谷青果商受協同組合、越谷市商工会

生ごみはよく

水を切ってから



水分を多量に含むごみは、焼却能力の低下を招く原因にもなります。生ごみは十分水を切ってから出しましょう。

愛の献血を

6月25日(金)

●大沢公民館

午前10時~12時

午後1時~3時

午前中に衛生課へ

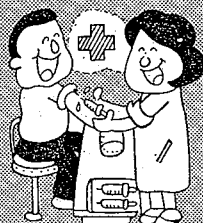
7月6日(火)

●蒲生公民館

午前10時~12時

午後1時~3時

電話64-2111 内線254-256



市内産直! 野菜の「朝市」

6月19日・7月3日

市福祉会館東側道路上
(毎月第1、3土曜日・雨天の場合は、翌日の日曜日) 時間はいずれも午前6時30分~8時30分までです。くわしくは庶務課庶務係へ(電話64-2111内線544)



昭和五十年年度の消費生活相談

やはり多い食料品への苦情相談

- 雑品23件(22%)
 - 内容別
 - 安全・衛生25件(24%)
 - 品質・機能24件(23%)
 - 販売契約サービス21件(20%)
- この消費生活相談所は消費生活のあらゆる相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。(市商工課 電話64-2111内線211-214)

「くらしの豆知識」をさしあげます

この「くらしの豆知識」は身のまわりの衣食住に関する知識や家庭管理を中心につくられた小冊子です。毎日の生活に大変役に立ちます。

ご希望の方は市商工課(電話64-2111内線211-214)までお申し込みください。

簿記講習会を開催します

経費は正しい帳簿のつけ方から始まり、一人でも多くの事業者の方々に正しい帳簿のつけ方を覚えていただくための講習会を次のとおり開催します。この講習会は記帳の基礎より試算表まで、伝票をつける方法から講習を行い、初めて帳簿をつける方を対象とする簿記の基礎講座です。

受講希望の方は、人数に限りがありますのでお早めに申し込みください。

申込場所 越谷市商工会
電話66-6111

日時 六月二十五日(火)、六月二十九日(土)、七月二日(水)、七月六日(日)、七月八日(木)、七月十日(土)

参加費用 一人〇〇〇円(参考図書消却料含む)

持参するもの ソノバノ、筆記用具
講師 小林悦生先生
(村田簿記学校講師)

主催 越谷市商工会、越谷市青色申告会、越谷市法人会、越谷市

内職相談所をご利用ください

市では、家庭婦人等の方を対象に、内職相談、あつらひ内職者を求める事業者の求人依頼を受け付けています。お気軽にご利用ください。

日時 毎週木曜日
午前10時~午後3時まで

場所 市役所別館二階商工課
電話64-2111 内線468